

平成26年度警察庁行政事業レビュー行動計画

平成26年3月31日

警察庁

1 実施体制

警察庁における行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、警察庁会計業務改善委員会（別添1参照。以下「委員会」という。）及び警察庁会計業務検討会議（別添2参照。以下「会議」という。）において実施する。

2 実施方法

(1) 平成25年度事業

ア 事業の単位

事務的経費、人件費等を除いた平成25年度に実施した全ての事業を対象とし、対象とする事業の単位の設定に当たっては、事業内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう留意する。

イ 事業担当課等によるレビューシートの作成及び事業の点検

事業を担当する内部部局の各課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）又は附属機関の各部課（以下「事業担当課等」という。）は、レビューの対象となる事業に係る予算の最終的な支出先や費目・用途を調査し、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成するとともに、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

事業担当課等は、レビューシートにおける成果指標及び活動指標について、定量的な指標を記載することとし、それが困難な場合は、その理由を記載した上で、定性的な指標を必ず記載する。

委員会の委員（以下「委員」という。）は、随時、それぞれ所属する内部部局の各局部又は附属機関の事業担当課等に対して、レビューシートの適切な記入及び点検について必要な指導を行う。ただし、事業担当課等のうち長官官房内の各課に対する指導については、会計課長がこれを行う。

ウ 外部有識者による点検及び公開プロセスの実施

(ア) 外部有識者による点検

委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、事前に関係する委員の意見を聴いた上で、次のいずれかに該当する事業を、会議を構成する外部有識者（以下「外部有識者」という。）の点検を受けるべき事業（以下「外部有識者点検対象事業」という。）として選定し、外部有識者の点検を求める。

- ・平成25年度に新規に開始したもの
- ・平成27年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- ・その他特に外部有識者の点検を求める必要があるもの

委員長は、外部有識者点検対象事業を選定するに当たっては、選定の考え方について外部有識者の理解を得てこれを行う。

委員長は、外部有識者による点検に先立ち、外部有識者に対して、外部有識者に期待される役割が「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から点検を行い、事業の改善すべき点や検討すべき課題について積極的に指摘・提案することにあることを周知する。

会計課長は、外部有識者から点検結果の聴取を行った上で、当該点検結果をレビューシートに記載するとともに、外部有識者による点検の結果及び議事録を事後に公表する。

事業担当課等は、外部有識者の指摘・提案を踏まえて行った検証・改善の内容について、レビューシートに記載する。

(1) 公開プロセスの実施

委員長は、外部有識者による点検の対象事業のうち所定の基準に該当するものがある場合には、公開プロセスを実施する。

委員長は、公開プロセス対象事業を選定するに当たっては、選定の考え方について外部有識者の理解を得てこれを行う。

公開プロセスにおいて点検を行う者（以下「公開プロセス外部有識者」という。）は、公開プロセスにおける評価について、「廃止」、「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」により行うこととし、委員長は、公開プロセス外部有識者の評価が分散した場合には、一つの結論を導くことができないか、公開プロセス外部有識者間での議論を求める。

会計課長及び事業担当課等は、(ア)に準じて、レビューシートの記載並びに結果及び議事録の公表を行う。

エ 委員会による点検（サマーレビュー）

委員会は、事業担当課等における実態把握及び自己点検の結果、外部有識者による点検結果等に基づき、全てのレビューシートについて、点検を実施する。

委員は、委員会での点検に先立ち、それぞれ所属する内部部局の各局部又は附属機関の事業担当課等が実施する事業に係る第一次的な点検を行う。ただし、事業担当課等のうち長官官房内各課が実施する事業に係る第一次的な点検については、会計課長がこれを行う。

委員会は、サマーレビューにおける評価について、「廃止」、「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」により行う。

事業担当課等は、委員会による点検の結果を平成27年度予算概算要求等に的確に反映し、その反映状況等について、レビューシートに記載する。

(2) 平成26年度新規事業及び平成27年度新規要求事業

平成26年度から開始した事業（以下「平成26年度新規事業」という。）及び平成27年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「平成27年度新規要求事業」という。）についても、(1)に準じて、事業担当課等によるレビューシートの作成及

び委員会による点検を実施する。

3 平成26年中のスケジュール（予定）

4月下旬から6月まで	事業担当課等における実態把握及び自己点検
6月上旬から同月中旬まで	必要に応じ公開プロセスの実施
6月下旬から7月上旬まで	レビューシート（平成25年度事業及び平成26年度新規事業）の中間公表
7月中旬から同月下旬まで	外部有識者による点検
8月中	委員会による点検
8月末	レビューシート（平成25年度事業及び平成26年度新規事業）の最終公表
9月上旬から同月中旬まで	レビュー結果の平成27年度概算要求への反映状況の公表、レビューシート（平成27年度新規要求事業）の公表

4 優良改善事業の選定等

委員会は、行政改革推進会議が選定する優良改善事業の取組を参考として積極的な事業改善の取組を行うよう、事業担当課等に対して働き掛けるとともに、事業担当課等による事業改善の取組を把握し、良い取組については積極的に評価し、庁内に普及させていく。

5 実効性向上のための施策

レビューは、政策評価と連携して取り組むとともに、優良改善事業の取組を始め、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った職員については、人事評価において適切に評価する。

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 総務課長、会計課長

委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、
組織犯罪対策企画課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

警察庁会計業務検討会議設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 任務

会議は、警察庁における行政事業レビュー、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対し、公正中立の立場から専門的知見に基づき検討を行い意見を述べることにより、その客観性の確保を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 会議は、学識経験等を有し公正中立の立場で会議の行う取組に参画することができる外部有識者（以下「委員」という。）をもって構成し、次に掲げる者に警察庁会計業務改善委員会委員長が委嘱する。

赤坂裕彦	弁護士
竹谷智行	弁護士
松村敏弘	東京大学教授
水谷 章	公認会計士・税理士

- (2) 委員は、その互選により委員長を選任する。
(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
(4) 会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
(5) 会議の庶務は、会計課において処理する。